

【改定前】

第13条（免責）

5. 当日の天候、天災地変、事件、テロ、テロの予告、ストライキ、暴動、道路・鉄道・航空等の交通事情、法律に基づく命令、行政措置その他不可避的事由により、当該イベントが実施されなかった場合、当財団は一切の責任を負いません。

【改定後】 ※下線部分を追記

第13条（免責）

5. 当日の天候、天災地変、事件、テロ、テロの予告、ストライキ、暴動、道路・鉄道・航空等の交通事情、法律に基づく命令、行政措置その他不可避的事由により、当該イベント等が実施されなかった、もしくは縮小開催された場合、当財団は一切の責任を負いません。